

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、政策金融改革が必ずしも平成十八年六月二十七日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに円滑に進行しているとは認められない現状にかんがみ、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止し、並びに政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に係るこの法律の施行後の株式会社（以下それぞれ「商工中金移行会社」及び「政投銀移行会社」という。）の株式の処分について定めるとともに、株式会社日本政策金融公庫の内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融の機能の向上を図るための株式会社日本政策金融公庫法の一部改正について定めるものとする。

（第一条関係）

## 第二 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の廃止

株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、廃止するものとする。

(第二条関係)

### 第三 株式の処分

政府は、その保有する商工中金移行会社及び政投銀移行会社の株式について、この法律の施行後速やかにその処分を開始し、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（第五において「行政改革推進法」という。）第六条第二項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日を目途として、その全部を処分するものとする事。

(第三条関係)

### 第四 商工中金移行会社及び政投銀移行会社の取締役の選任に関する配慮

1 政府は、第三によりその保有する商工中金移行会社の株式の全部を処分するまでの間において、商工中金移行会社の取締役の選任に関し株主としての権利を行使するに当たっては、商工中金移行会社の内部の人材が登用される場合（登用された者が再任される場合を含む。）を除き民間企業において長期間の勤務の経験と優れた実績を有することを重視することにより、商工中金移行会社について自主性、創造性及び効率性の高い経営を行う資質及び能力を有している者が選任されるよう特に配慮するものとする事。

2 政投銀移行会社の取締役の選任についても、1と同様とする事。

(第四条関係)

第五 行政改革推進法の一部改正

1 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、平成二十七年三月三十一日を  
目途として、その全部を処分するものとする。  
(行政改革推進法第六条第二項関係)

2 政府は商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化に当たって商工組合中央金庫の有する中小  
企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策  
投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう必要な措置を講ず  
る旨を定める規定を削るものとする。  
(行政改革推進法第六条第三項関係)

3 1及び2のほか、所要の改正を行うものとする。

第六 株式会社日本政策金融公庫法の一部改正

1 株式会社日本政策金融公庫は、主務大臣が、一般の金融機関が通常の場合により特定資金の貸付け等を行  
うことが困難であり、かつ、株式会社日本政策金融公庫が特定資金の貸付け等を行うことが必要である  
旨の認定をする場合に、特定資金の貸付け等の業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

(株式会社日本政策金融公庫法第十一条第四項関係)

2 1による株式会社日本政策金融公庫の業務について、財務及び会計、主務大臣等に関する所要の改正を行うものとする。

3 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に係る指定金融機関のみなし指定に関する規定を削ること。  
(株式会社日本政策金融公庫法附則第四十五条及び第四十六条関係)

#### 第七 施行期日、検討等

1 この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、第一及び2から4までは、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 政府は、中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに長期の事業資金に係る投融资機能に関する民間の金融機関と株式会社日本政策金融公庫との適切な役割分担について、検討を行い、必要があると認めるときは、株式会社日本政策金融公庫の業務について必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

3 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行は、この法律の施行の日前に、同日から効力

を生ずる定款の変更の決議その他の商工中金移行会社及び政投銀移行会社への円滑な移行のために必要な準備行為を行うことができるものとし、政府は、当該移行が円滑になされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

4 その他所要の規定の整備を行うものとする。